

2024～2026年度公立大学法人埼玉県立大学学生定期健康診断業務委託契約書（案）

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲に在籍する学生の健康診断の委託について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、甲に在籍する学生の健康診断（以下「健診」という。）について、別添仕様書に基づき健診業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、2024年4月1日から2027年3月31日までとする。

2 なお、甲は契約期間にかかわらず当該年度における埼玉県立大学予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約を解除できるものとする。

（契約単価）

第3条 この契約は単価契約とし、委託料は、別紙に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 とする。

（法令の順守及び善良なる管理者の注意義務）

第5条 乙は、法令を順守するとともに常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、本件業務の全てを第三者へ委託してはならない。また、甲に断りなく業務の一部を第三者へ委託してはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約の趣旨に則り、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、甲は、委託を受け、又は請け負った者に対し前条第1項の検査を実施することができるものとする。

3 乙が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（監督員）

第8条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（業務責任者）

第9条 乙は、業務責任者を定め、書面（別記様式）をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（業務従事者の監督）

第10条 乙は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を

周知し、従事者から誓約書（別記様式またはこれに準ずるもの）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

（業務の調査等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（契約の変更）

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（履行期間の延長）

第13条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めるときは、履行期間を延長することができる。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第14条 業務の処理に関して発生した損害（個人情報の取り扱いにより、第三者に及ぼした損害等を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

（業務の処理手順及び結果報告等）

第15条 乙は、仕様書に記載されている実施場所ごとに、健診の完了、かつ、成果品をすべて提出したときに、甲に対し、遅滞なく業務完了報告書（別記様式）を提出するものとする。

2 甲は、前条に定める完了報告書を受領したときはその日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

（委託金額の支払）

第16条 乙は、前条の規定による検査に合格したときに甲に請求できるものとする。

2 乙は、仕様書に記載されている実施場所ごとに、まとめて請求を行うものとする。

3 甲は、適法な代金請求書を受領した日の翌月末までに代金を乙に支払うものとする。

（履行遅滞の場合の違約金等）

第17条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができなかったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第18条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額（この契約締結後、委託金額の変

更があった場合には、変更後の委託金額)の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の催告による契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第21条 第19条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

3 第19条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第22条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護法の適用)

第23条 乙が本件業務を通じて取り扱う個人情報については、甲の保有する保有個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）の適用を受けるものとし、甲が実施機関として個人情報保護法の定める手続を行うものとする。

(利用及び提供の制限)

第24条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第25条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第26条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の提供、返還)

第27条 乙は、甲に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

2 前項の規定により、乙が貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

3 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、甲から提供を受けた貸与資料等を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

4 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に貸与資料等を廃棄することができる。

5 甲は、第3項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

6 前5項の規定は、乙が、本件業務を行う上で不要となった資料等について準用する。

(検査権)

第28条 甲は、必要があると認めるときには、乙の本件業務の履行内容及び履行方法に関して口頭、書面により報告を求め、又は立入による検査を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に対し、本件業務の履行に関し必要な指示をすることができるものとする。

3 乙は、第1項の検査に協力しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第29条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第31条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第32条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(定めのない事項等)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

2024年4月1日

埼玉県越谷市三野宮820番地

甲 公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

乙

健診単価（税抜）

種 別	単 価
身体計測（身長・体重）	
尿検査（蛋白・糖・潜血）	
視力検査	
血圧測定	
胸部X線デジタル撮影	
聴力検査	
心電図検査	
内科検診	
小児感染症抗体検査 （麻疹・風疹・ムンプス・水痘）	

（単位：円）

(様式1)

業務責任者選任（変更）届

年 月 日

(宛先)

公立大学法人埼玉県立大学
理事長 田中 滋

所在地
商号又は名称
氏 名

2024年度～2026年度公立大学法人埼玉県立大学学生定期健康診断業務委託契約に基づき、下記のとおり業務責任者を選任（変更）したので報告いたします。

記

契 約 名	2024年度～2026年度公立大学法人埼玉県立大学 学生定期健康診断業務委託契約
契 約 期 間	2024年4月1日 ～ 2027年3月31日
業務責任者名	

(様式2)

誓約書

私は、本件業務（健康診断）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定が、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

年 月 日

氏名 印

(注) この場合における「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれます。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではありません。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者を含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれます。

(様式3)

業務完了報告書

- 1 契約名称 2024年度～2026年度公立大学法人埼玉県立大学
学生定期健康診断業務委託契約
- 2 事業年度 _____年度
- 3 場 所
- 4 金 額 ¥ _____
(うち消費税及び地方消費税 ¥ _____)

内訳

検査項目	単価	実施件数
身体計測	円	件
尿検査	円	件
視力検査	円	件
血圧測定	円	件
胸部X線デジタル撮影	円	件
聴力検査	円	件
心電図検査	円	件
内科検診	円	件
小児感染症抗体価検査	円	件

【任意実施分】

検査項目	実施件数
小児感染症抗体価検査	件
血液検査	件
B型肝炎抗原抗体検査	件
結核菌検査	件

- 4 期間
年 月 日から 年 月 日まで

5 完了期日

年 月 日

上記のとおり完了いたしましたので、報告します。

年 月 日

請負者 住所

法人名

代表者名

印